

◆特集 改憲議席3分の2を許すな！

声高に語られる改憲論

世界を変えてしまった9・11と2・24
—想像力をもつて改憲論に対峙せよ—

弁護士 内田 雅敏

2022年2月24日、ロシアのウクライナ侵攻は、2001年9月11日の米国同時多発テロを契機とするブッシュ米大統領の先制予防攻撃論によるアフガニスタン、イラクへの武力攻撃と同じように世界を変えてしまった。EU（欧州連合体）には加盟しながらも、これまでにNATO（北大西洋条約機構）には加盟せず、NATOとロシアとの間で軍事的中立を保ってきた北欧フィンランド、スウェーデンの二国がNATO加盟の方向に舵切ったことに象徴されるように、いま世界は急速に軍事同盟の強化、国防費の増額に走り出した。

日本でも、従来に増しての軍事費の倍増、GDP 2%（約10兆円）、敵基地攻撃能力の保有論、改憲が声高かに語られ、「核共有」論まで公然と語られ始めた。

2022年5月2日、田久保忠衛国家基本問題研究所

副理事長は憲法改正の好機が到来したとして、「国際情勢の変化は日本に憲法改正の必要を促している。ウクライナ戦争によって北大西洋条約機構（NATO）諸国はこぞって防衛面の強化に乗り出し、とりわけ軍事忌避の傾向が強かったドイツは国内総生産（GDP）の1・5%だった防衛費を一举に2%以上へ引き上げるようになった。日本の防衛努力強化の動きに敏感な米国の一部リベラル派に存在した『軍国主義復活』警戒論も、当面は静かである。憲法改正はいま三度目のチャンスを迎えている。」と述べるなど大張り切りである。日本の軍備増強に警戒感を持つ米国リベラル派の動向を気にしているところなど興味深い。日米安保条約が日本の軍事大国化への歯止めとなっているといういわゆる「ビンの蓋」論である。

同氏は、これまで改憲の「チャンス」が二度あったとして、1979年12月、ソ連（当時）がアフガニス

タンに武力侵攻したときと、イラクのクエート侵攻を米国を中心とした多国籍軍が撃退した1991年の湾岸戦争を挙げる。そして三度目の正直、今回の「チャンス」は、ロシアによるウクライナへの侵攻である。いずれも「戦争」である。戦争をチャンスとする改憲論がどのようなものであり、どのような国家観に立脚するものであるかは明らかであろう。

戦争に燥ぐ軍産複合体

戦争になると燥ぐのが軍事産業と「改憲」派である。戦争は最大の人権侵害であり、同時に最大の消費であり、軍需産業が燥ぐのは武器の需要が急増するからである。ロシアの侵攻に呻吟するウクライナへの米国を中心としたNATO諸国からの武器提供の凄まじさに驚く。軍産複合体による政府支配の危険性については、すでに1961年1月アイゼンハワー米大統領の退任演説で警告されているが、米国の軍需産業は、10年に一度は戦争がなければ成り立たないような構造になっているのではないか。

改憲派も「戦争」は大歓迎である。戦争の惨禍の反省の下、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こる

ことのないやうにすることを決意し」て成立させた平和憲法を、戦争できる国にしようとする改憲派が、世界で戦争が起こるたびに改憲のチャンスと燥ぐのは当然である。

アーミテージリポートによる督戦

改憲派と対峙するに際して、大切なことは「改憲」がなされた場合にどのような社会を招来するかという想像力である。この想像力を培うには過去の歴史にしっかりと向き合うことが不可欠である。

2014年7月1日の閣議決定による集団的自衛権行使容認、翌2015年9月18日未明の安保関連法制の強行採決は、専守防衛という安全保障に関する憲法秩序を破壊する「クーデター」であった。

このことは、ブッシュ政権時の国務副長官リチャード・アーミテージらによる2000年10月の第1次アーミテージリポート以来、数次に亘って安倍晋三らに改憲もしくは集団的自衛権行使容認せよと迫っていた「アーミテージリポート」が、集団的自衛権行使容認・安保法成立後の第4次リポートにおいて、第3次までの叱咤激励のリポートと異なり、日本の安全保障政策の転換に

◆特集 改憲議席3分の2を許すな!

満足するとしていたことから明らかだ(2014年4月24日朝日新聞)。彼らの日本に対する要求は「敵基地攻撃能力」の取得へとさらにエスカレートする。

敵対的相互依存関係

以降、武器輸出禁止原則の緩和、米軍と一体となった自衛隊、米中対立を睨んだ南西諸島におけるミサイル防衛網の設置、米国の言いなりだ、改憲がなされればこの動きをさらに加速させられる。軍事大国化は、近隣諸国とりわけ、中国、北朝鮮との軍事的緊張関係を高めるとともに国内においては民生を圧迫する。喜ぶのは国内外の軍需産業と軍拡の機会をうかがっているこれまた国内外の軍拡主義者だ。日本の右派は中国、北朝鮮の軍拡主義者にエネルギーを送り、また彼らから、エネルギーをもらっている。「敵対的相互依存関係」である。

喫緊の政治課題は改憲ではない

今、国会の憲法審査会で、論議されているいわゆる改憲4項目は、いずれも憲法を変えて対処しなければならぬ。仮に

「存在」したとしても、改憲という手続きでなく、あらたな法律の制定で十分対処できる類のものばかりである。朝日新聞の世論調査によれば、喫緊の政治課題として改憲を挙げたのはわずか2%であったという(2022年5月16日朝日新聞)。

「始めに改憲ありき」の改憲派はこのことに耳を傾けない。北朝鮮のミサイル実験、「台湾有事」を声高に語り、北東アジアでもウクライナと同じように今にも戦争が始まるかのように煽り立て、改憲の「気運」を作り出すのに躍起である。

日中共同声明50年

今年には憲法施行75年だが、憲法は1951年9月8日締結され、翌52年4月28日発効した日米安保条約・日米行政協定(地位協定)によって大きく浸食されてきた。

しかし、他方でこの憲法を支える様々な「平和資源」が存在する。日中共同声明(1972年)を中心とする日中間の四つの基本文書である。四つの基本文書に一貫して流れているのが、日本の戦争責任に対する反省と日中は互いに覇権国家とはならないという二つの決意



新憲法普及運動紙芝居（1947年）

を「仮想敵国」視する米軍と一体としての軍事活動を保障しようとする改憲が、軍事でなく外交によつて紛争の平和的解決を目指す日中間の四つの基本文書に抵触するものであることは明らかである。

〈物が国境を越えないところでは兵隊が超えてゆく〉ともいう。文化も含む物流は自国の経済的利益だけでなく安全保障にも資する。

EU（欧州連合）の基礎は冷戦の1951年7月、フランス、西ドイツ（当時）、オランダ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグの6カ国によつて設立された欧州石炭鉄鋼共同体条約にあることを思い起こすべきだ。

2001年、ワイツゼッカー元西ドイツ（当時）大統領を委員長とする「ドイツ国防軍改革委員会報告書」は「ドイツは歴史上はじめて隣国すべてが友人となった」という書き出しで始められている。「隣国すべてが友人」、究極の安全保障だ。

75年前、我々は「敵基地攻撃能力」、ではなく、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した（憲法前文）の
ではなかったか。
（うちだ まさとし）

である。

韓国との関係では、日本が韓国の植民地支配に対し真摯に反省し、かつ未来志向的な関係の構築を誓った「二十一世紀に向けてのパートナーシップ 日韓共同宣言」（1998年10月8日）がある。

改憲を語る場合、これらの宣言・条約との整合性について論ずることも忘れてはならない。自衛隊に、中国